

○新潟県中東福祉事務組合に勤務する職員等の給食費徴収規程

昭和 52 年 1 月 12 日訓令第 1 号

改正

昭和 55 年 4 月 1 日訓令第 1 号

昭和 56 年 3 月 30 日訓令第 4 号

昭和 57 年 3 月 29 日訓令第 1 号

昭和 61 年 5 月 1 日訓令第 1 号

昭和 63 年 4 月 1 日訓令第 2 号

平成元年 4 月 1 日訓令第 1 号

平成 2 年 4 月 1 日訓令第 2 号

平成 4 年 4 月 1 日訓令第 1 号

平成 5 年 4 月 1 日訓令第 1 号

平成 8 年 3 月 18 日訓令第 2 号

平成 11 年 3 月 10 日訓令第 1 号

平成 19 年 4 月 1 日訓令第 1 号

令和 2 年 3 月 25 日訓令第 1 号

令和 5 年 4 月 10 日訓令第 1 号

令和 6 年 3 月 22 日訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、新潟県中東福祉事務組合に勤務する職員等の給食費の徴収について、必要な事項を定めるものとする。

(職員に対する給食費の額)

第 2 条 職員から徴収する給食費は次のとおりとする。

- | | | |
|--------|--------|---------|
| (1) 朝食 | 1 食につき | 3 1 5 円 |
| (2) 昼食 | 〃 | 4 2 5 円 |
| (3) 夕食 | 〃 | 4 2 5 円 |

(職員以外の者に対する給食費の額)

第 3 条 職員以外の外来者等に対する給食費は、次のとおりとする。

- | | | |
|--------|--------|---------|
| (1) 朝食 | 1 食につき | 3 8 5 円 |
| (2) 昼食 | 〃 | 5 5 5 円 |
| (3) 夕食 | 〃 | 5 5 5 円 |

附 則 (昭和 55 年 4 月 1 日訓令第 1 号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 56 年 3 月 30 日訓令第 4 号)

この規程は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 3 月 29 日訓令第 1 号)

この規程は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 61 年 5 月 1 日訓令第 1 号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 63 年 4 月 1 日訓令第 2 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年 4 月 1 日訓令第 1 号)

この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 年 4 月 1 日訓令第 2 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年4月1日訓令第1号）
この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年4月1日訓令第1号）
この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月18日訓令第2号）
この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月10日訓令第1号）
この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日訓令第1号）
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日訓令第1号）
この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年4月10日訓令第1号）
この規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月22日訓令第1号）
この規程は、令和6年4月1日から施行する。